

知 事 専 決 事 項 報 告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令 和 6 年 6 月 17 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県税条例の一部を改正する条例

長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 1～17 略 （不動産取得税の税率の特例） 18 平成18年4月1日から令和9年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第26条の規定にかかわらず、100分の3とする。 19～30 略 （狩猟税の税率の特例） 31 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録	附 則 1～17 略 （不動産取得税の税率の特例） 18 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第26条の規定にかかわらず、100分の3とする。 19～30 略 （狩猟税の税率の特例） 31 平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録

であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する申請書（この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下「特定捕獲等期間」という。）に県内の区域を対象とする同法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第92条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（同法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

32 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する申請書（この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下「特定捕獲等期間」という。）に県内の区域を対象とする同法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第92条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（同法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

32 略